

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
田 淵 電 機 株 式 会 社
取締役社長 貝方士 利浩

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルク大阪 3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第77期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 連結計算書類及び計算書類の各注記につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト上(<http://www.zbr.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類及び計算書類の各注記が含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト(<http://www.zbr.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用情勢の改善による個人消費の増勢から堅調に推移しましたが、欧州においては内需の伸び悩みなどから低成長基調が継続し、また、中国においては不動産開発投資の減速などから経済成長率は低下傾向で推移しました。国内経済においては、消費税率引き上げに伴う反動の影響により、個人消費に弱さも見られましたが、企業収益や雇用環境において緩やかな回復基調をたどりました。わが国の太陽光発電市場においては、一部電力会社における系統接続の回答保留問題等に対応して、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しが行われました。

このような経営環境のもと、当社グループでは、太陽光発電用パワーコンディショナ事業の「多核化」を推進し、市場環境の変化に対応してまいりました。具体的には、住宅用途から産業用途までのラインアップの拡充に加え、より大規模な太陽光発電事業に特化した分散型システムの提供を開始しました。加えて、電力の需給バランスに対応可能な蓄電池を併用した太陽光とのハイブリッドパワーコンディショナの製品化を進めております。これらの製品につきましては国内市場向けのみならず、北米市場・アセアン並びに中国地域向けなどグローバル拡販活動を強力に推進しております。また、全社を挙げた自動化推進による原価低減活動や品質保証体制の充実など不断の工場改善を進め、国内外研究開発体制の更なる拡充も図っております。

その結果、当連結会計年度における業績は、太陽光発電用パワーコンディショナが大幅に増加し、売上高は53,299百万円（前期比24.5%増）、営業利益は11,061百万円（前期比101.1%増）、経常利益は11,506百万円（前期比106.9%増）、当期純利益は7,695百万円（前期比87.7%増）となりました。

セグメントごとの業績の状況

①変成器事業

変成器事業は、高周波トランス等が堅調に推移し、売上高は9,148百万円（前期比1.7%増）、営業利益は928百万円（前期比61.5%増）となりました。

②電源機器事業

電源機器事業は、太陽光発電用パワーコンディショナが大幅に増加し、売上高は44,150百万円（前期比30.6%増）、営業利益は10,334百万円（前期比109.8%増）となりました。

なお、セグメントごとの売上高の前期比及び構成比は次表のとおりであります。

(セグメント別売上高)

報告セグメント	金額	前期比	構成比
変成器事業	9,148 百万円	+ 1.7 %	17.2 %
電源機器事業	44,150	+ 30.6	82.8
合計	53,299	+ 24.5	100.0

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は2,146百万円であります。主なものは、田淵電子工業及びタイ国田淵電機の電源機器生産設備の増強、当社の電源機器評価設備の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に増資又は社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

なお、当連結会計年度末の有利子負債は4,096百万円となり、前連結会計年度末と比較して1,044百万円減少しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第74期 (平成24年3月期)	第75期 (平成25年3月期)	第76期 (平成26年3月期)	第77期 (平成27年3月期)
売 上 高 (百万円)	26,598	31,070	42,803	53,299
営 業 利 益 (百万円)	481	1,220	5,499	11,061
経 常 利 益 (百万円)	212	1,005	5,561	11,506
当期純利益 (百万円)	△348	578	4,100	7,695
1株当たり当期純利益 (円)	△8.88	14.30	101.44	190.40
総 資 産 (百万円)	13,611	17,782	23,977	37,802
純 資 産 (百万円)	1,517	2,484	6,880	14,661
1株当たり純資産 (円)	35.44	58.86	164.27	362.74

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は損失を示します。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第74期 (平成24年3月期)	第75期 (平成25年3月期)	第76期 (平成26年3月期)	第77期 (平成27年3月期)
売 上 高 (百万円)	16,437	18,829	31,550	42,788
営 業 利 益 (百万円)	20	115	3,618	7,437
経 常 利 益 (百万円)	147	836	3,950	7,928
当期純利益 (百万円)	△292	431	3,060	5,082
1株当たり当期純利益 (円)	△7.45	10.68	75.70	125.75
総 資 産 (百万円)	10,464	11,610	17,337	28,212
純 資 産 (百万円)	2,013	2,451	5,553	10,206
1株当たり純資産 (円)	49.79	60.64	137.39	252.54

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. △印は損失を示します。

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境は、中国やその他新興国での成長鈍化など不透明感が残るものの、米国経済が引き続き堅調に推移し、また国内でも雇用環境の改善が見込まれるなど、緩やかな回復傾向が続くものと予想されます。一方、当社が主力事業を展開しているエネルギー関連市場は、国内においては、政府の施策により再生可能エネルギーの導入が急速に拡大した結果、様々な軋轢をもたらしましたが、長期的な視点で考えれば、化石燃料に頼らない電源構成を構築する流れは必然のものであり、グローバルに見てもこの動きは益々拡大傾向であります。

このような状況下にあつて、当社グループは2015年度から2020年度までの6ヵ年の中期経営計画（MBP20※）を策定し、「Global Power-Solution Company」を基本戦略として、パワーエレクトロニクス市場での国際的な拡大・展開を推し進めてまいります。そのために大きく以下の3つのアクションプランを実行してまいります。（※Mid-term Business Plan）

①事業領域の明確化

先進のパワーエレクトロニクス技術を志向した「特徴あるデバイス（変成器等）とひと味違うパワーソリューション・プロダクツ」をもって、以下の4分野に展開いたします。

- ・エネルギー分野
- ・産業機器分野
- ・輸送機器分野
- ・ヘルスケア・医療機器分野

②製品開発方針の明確化

“世の中にないもの”への志向のもと、先進技術へ積極果敢に経営リソースを投入してまいります。製品開発にあたり「市場近接度」「設計開発期間」に応じた短期・中期・長期の3層マーケティング体制を構築し、市場・技術の見極めを実施してまいります。さらに技術体制の強化にも取り組んでまいります。

③経営基盤の強化

キャッシュフロー経営の強化、組織体制の強化、ブランドの強化に取り組んでまいります。

これらの経営諸施策を推進し、中長期経営の安定化と企業価値増大を目指してまいります。

当社グループでは、中期経営計画「MBP20」において、2020年度の連結売上高目標を1,000億円としております。前半3年間の第1ステージにおいては、最終年度である2017年度に、連結売上高750億円、営業利益120億円の定量目標を掲げ、中期経営計画に基づき事業を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、電子・電気機械器具及び部品の製造並びに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおりますが、主要製品は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品	用 途
変成器事業	低周波トランス 高周波トランス マグネトロン駆動用トランス 高圧トランス 力率改善用リアクタ マグネットワイヤ	自然エネルギー変換機器 環境システム機器 デジタルAV機器
電源機器事業	パワーコンディショナ ハイブリッド充電・蓄電システム 各種スイッチング電源 ACアダプタ バッテリーチャージャ ランプドライブ用電子安定器 マグネトロン駆動用インバータ LED照明用電源 各種機器の組立	情報通信機器 調理・空調機器 アミューズメント機器 産業機器 ヘルスケア・医療機器 輸送機器

(7) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 当社

本 社（大阪市）
東 京 支 社（東京都千代田区）

② 子会社等

田淵電子工業株式会社（栃木県大田原市）
タイ国田淵電機（タイ国 チャチェンサオ県）
香港田淵電機有限公司（中国 香港特別行政区）
東莞田淵電機有限公司（中国 広東省東莞市）
上海田淵変圧器有限公司（中国 上海市）
ベトナム田淵電機（ベトナム バクニン省）

(8) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
3,357名	425名減

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（622名）を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	306名	42名 増	43.2 歳	9.8 年
女性	48	8名 増	37.1	5.6
合計又は平均	354	50名 増	42.3	9.3

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者(22名)及び臨時雇用者数(10名)を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
田淵電子工業株式会社	282百万円	100.0%	電源機器の製造販売
タイ国田淵電機	100百万バツ	100.0	変成器、電源機器の製造販売
香港田淵電機有限公司	40百万香港ドル	100.0	変成器、電源機器の販売
東莞田淵電機有限公司	5,000千ドル	(間接) 100.0	変成器、電源機器の製造販売
上海田淵変圧器有限公司	6,500千ドル	100.0	変成器の製造販売
ベトナム田淵電機	5,000千ドル	100.0	変成器の製造販売

③ 企業結合の成果

連結対象会社は上記重要な子会社を含む7社であります。

当連結会計年度の概要は「1.(4) ①企業集団の財産及び損益の状況」(5頁)に記載のとおりであります。

(10) その他の重要な関連会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
韓国トランス株式会社	3,760百万ウオン	42.6%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
江西碧彩田淵変圧器有限公司	25,000千元	(間接) 50.0%	変成器の製造販売

(注) 韓国トランス株式会社及び江西碧彩田淵変圧器有限公司は持分法適用会社であります。

(11) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	550 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	210
株式会社三菱東京UFJ銀行	190
株式会社商工組合中央金庫	159
三井住友信託銀行株式会社	83

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の主要な借入先について記載しております。

2. 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
(2) 発行済株式の総数 40,502,649株 (うち自己株式84,811株)
(3) 株主数 7,272名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
T D K 株式会社	8,000	19.79
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	3,469	8.58
美登里株式会社	2,824	6.98
株式会社みずほ銀行	1,883	4.66
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	1,535	3.79
田淵 暉久	1,192	2.95
株式会社銭高組	900	2.22
ミヨシ電子株式会社	635	1.57
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	625	1.54
株式会社三井住友銀行	600	1.48

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数84,811株を控除した発行済株式総数40,417,838株により算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役 会長	田 淵 暉 久	
※取締役 社長	貝方士 利 浩	
取締役 副社長	阪 部 茂 一	技術開発本部統括
取 締 役	佐々野 雅 雄	経営管理本部統括
取 締 役	塩 津 晴 二、	
取 締 役	広 田 嘉 章	TDK株式会社 顧問
取 締 役	早 野 利 人	中部大学 経営情報学部教授 公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団 顧問
監 査 役	尾 崎 利 明	常勤
監 査 役	米 田 秀 実	弁護士（弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員） 株式会社マイスターエンジニアリング社外監査役
監 査 役	林 浩 志	税理士（林税理士事務所 所長） 小林製薬株式会社社外監査役

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役塩津晴二、広田嘉章及び早野利人の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役米田秀実氏及び林浩志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役尾崎利明氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有しており、また、監査役林浩志氏は、税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役米田秀実氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
- (1) 就任
早野利人氏は、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
吉原宅二、山口嘉男、坂本幸隆、松村雄次の4氏は、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任いたしました。
7. 取締役塩津晴二氏及び早野利人氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 監査役林浩志氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	10名	217百万円	うち社外取締役3名 17百万円
監 査 役	3名	34百万円	うち社外監査役2名 11百万円
合 計	13名	251百万円	

(注) 平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会により決定された報酬限度額は、取締役は年額3億円（うち社外取締役は年額30百万円）、監査役は年額50百万円（うち社外監査役は年額20百万円）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係(平成27年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社との関係
社外取締役	広 田 嘉 章	TDK株式会社	顧 問	資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。
	早 野 利 人	中部大学	経営情報学部教授	特別の関係はありません。
		公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団	顧 問	特別の関係はありません。
社外監査役	米 田 秀 実	弁護士法人淀屋橋・山上合同	弁 護 士	弁護士法人と顧問契約を締結しております。
		株式会社マイスターエンジニアリング	社外監査役	特別の関係はありません。
	林 浩 志	林税理士事務所	税 理 士	特別の関係はありません。
		小林製薬株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	塩 津 晴 二、	当事業年度に開催した取締役会15回中14回に出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	広 田 嘉 章	当事業年度に開催した取締役会15回中13回に出席し、必要に応じて、主に主要株主並びに経営者としての観点から発言を行っております。
	早 野 利 人	平成26年6月の就任後、当事業年度に開催した取締役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	米田 秀実	当事業年度に開催した取締役会15回中14回に出席し、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に企業法務に精通した弁護士としての観点から発言を行っております。
	林 浩志	当事業年度に開催した取締役会15回中14回に出席し、また、監査役会12回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である東京証券取引所一部指定申請に関する助言・指導業務等についての対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、タイ国田淵電機、香港田淵電機有限公司、東莞田淵電機有限公司、上海田淵変圧器有限公司及びベトナム田淵電機は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、「経営理念」「企業目的」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置づけています。

そして、経営層はもとより社員全員が、その諸活動の遂行にあたり、定款や法令を遵守し正しく適切に行うと同時に、適切で有効な制御機能が図れるような業務体制の構築、維持・改善に努めます。

(1) 当社及び当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけ、当社及び当社グループの全ての役員及び使用人が、法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、全ての役員及び使用人に対して周知することとしています。

② 当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行います。

③ 当社監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、当社取締役会に報告をするものとします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

(3) 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び当社グループは、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、当社取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗い出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督します。

② 当社及び当社グループは、不測の事態が発生した場合の手続きを含む「危機管理規程」を定め、有事の際には当社取締役社長を本部長とする対策本部を設置し迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとしています。

③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対するリスク管理の状況の監査を行い、当社取締役会等はその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(4) 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループは、定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「子会社管理規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図っております。
- ③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行の検証については、当社及び当社グループの取締役会等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

(5) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社が一体となった内部統制システムの構築を目指し、各グループ会社において当社に準拠したコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。
- ② グループ会社の管理については、各グループ会社の担当取締役が統括し、各担当取締役が各グループ会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求める等により、各グループ会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対する定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は監査役と協議の上、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。
- ② 当社監査役の職務を補助すべく指名された内部監査室の室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

(7) 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、当社及び当社グループの取締役会等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。
- ② 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、適時適切な方法により当社監査役に報告をするものとします。
- ③ 当社監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。
- ④ 当社監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。
- ⑤ 当社監査役に報告を行った者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止するものとします。
- ⑥ 当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審査のうえ、速やかに当該費用または債務を処理することとします。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しています。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても、経済適合性に基づき判断し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付け等の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、下記の取組みを実施しております。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

① 企業価値向上への取組み

当社は、「お得意先第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の経営理念のもと、企業目的を『田淵電機グループの使命は、未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい「エネルギー先進企業」として広く社会に貢献することにあります』と定め、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。平成27年1月には東京証券取引所市場第一部の指定を受けることにより、これまで以上に社会的責任を担う会社への変革を目指しております。

そのための特別な取組みとして、平成27年度からスタートする「Global Power-Solution Company」を基本戦略とする新中期経営計画（6ヵ年）を新たに策定いたしました。具体的には、世界をフィールドとして捉え、人々のニーズ（シーズ）に対していち早く、ひと味違うソリューションを提供できる会社を目指してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、前述の経営方針及び企業価値のもと、株主の皆様をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令・定款で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。また、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会終了後より、新たに執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図っております。なお、経営に対する監督機能の強化を図るため、社外取締役（3名）を選任しております。

監査役監査については、実効性を高めるため、法律に関する相当程度の知見を有する社外監査役、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役をそれぞれ選任しているほか、監査役会と内部監査部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令及び諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づく監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針を実現するための取組みとして、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することを、株主の皆様にご承認いただきました。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載のニュースリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください(<http://www.zbr.co.jp/>)。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断する為に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを確保することであり、本プランの有効期限は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結時までの3年間としております。

実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、経済合理性に基づいて個別判断を行い、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

(4) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員への地位の維持を目的とするものではありません。

① 本プランは、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得すると取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。

② 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省・法務省の平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、さらに、企業価値研究会の平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容（買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規律ある行動をとる等）に沿うものであります。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）にも合致するものであります。

③ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

④ 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結の時までとなっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることとなります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑤ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3

名以上により構成されております。

また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑥ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑦ 第三者専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

⑧ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし、毎年定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	29,034	I 流動負債	17,770
現金及び預金	6,868	支払手形及び買掛金	5,545
受取手形及び売掛金	11,185	電子記録債務	2,540
電子記録債権	4,223	短期借入金	924
商品及び製品	2,440	1年内返済予定の長期借入金	907
仕掛品	520	1年内償還予定の社債	60
原材料及び貯蔵品	2,268	リース債務	198
繰延税金資産	794	未払法人税等	3,471
その他	736	賞与引当金	372
貸倒引当金	△3	役員賞与引当金	79
		製品保証引当金	791
II 固定資産	8,765	その他	2,880
有形固定資産	6,198	II 固定負債	5,371
建物及び構築物	945	社債	150
機械装置及び運搬具	3,380	長期借入金	1,604
土地	584	リース債務	251
建設仮勘定	711	退職給付に係る負債	844
その他	577	繰延税金負債	40
無形固定資産	374	資産除去債務	95
投資その他の資産	2,192	長期前受収益	2,289
投資有価証券	1,651	その他	95
長期貸付金	7	負債合計	23,141
繰延税金資産	131	(純資産の部)	
その他	402	I 株主資本	14,367
貸倒引当金	△1	資本金	3,611
III 繰延資産	2	利益剰余金	10,777
社債発行費	2	自己株式	△21
資産合計	37,802	II その他の包括利益累計額	293
		その他有価証券評価差額金	△11
		繰延ヘッジ損益	40
		為替換算調整勘定	360
		退職給付に係る調整累計額	△95
		純資産合計	14,661
		負債純資産合計	37,802

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		53,299
II 売上原価		36,007
売上総利益		17,292
III 販売費及び一般管理費		6,230
営業利益		11,061
IV 営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	4	
為替差益	435	
持分法による投資利益	82	
デリバティブ利益	14	
その他	51	592
V 営業外費用		
支払利息	100	
売上割引	19	
その他	28	148
経常利益		11,506
VI 特別利益		
補助金収入	165	
固定資産売却益	10	
投資有価証券売却益	19	195
VII 特別損失		
減損損失	51	
固定資産除売却損	9	60
税金等調整前当期純利益		11,641
法人税、住民税及び事業税	4,285	
法人税等調整額	△429	3,856
少数株主損益調整前当期純利益		7,784
少数株主利益		88
当期純利益		7,695

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,611	3,490	△16	7,086
会計方針の変更による累積的影響額		75		75
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,611	3,566	△16	7,162
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△484		△484
当 期 純 利 益		7,695		7,695
自 己 株 式 の 取 得			△5	△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	7,210	△5	7,205
当 期 末 残 高	3,611	10,777	△21	14,367

	その他の包括利益累計額					少数株主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	30	12	△400	△88	△445	239	6,880
会計方針の変更による累積的影響額							75
会計方針の変更を反映した当期首残高	30	12	△400	△88	△445	239	6,955
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△484
当 期 純 利 益							7,695
自 己 株 式 の 取 得							△5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△41	27	761	△7	739	△239	500
当期変動額合計	△41	27	761	△7	739	△239	7,705
当 期 末 残 高	△11	40	360	△95	293	－	14,661

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	23,225	I 流 動 負 債	14,146
現金及び預金	4,843	支払手形	1,301
受取手形	2,183	買掛金	3,172
売掛金	6,997	電子記録債務	2,540
電子記録債権	4,214	1年内返済予定の長期借入金	591
商品及び製品	1,550	1年内償還予定の社債	60
仕掛品	25	リース債務	74
原材料及び貯蔵品	91	未払金	982
前払費用	32	未払費用	74
繰延税金資産	892	未払法人税等	3,218
材料支給未収入金	2	賞与引当金	252
短期貸付金	1,481	役員賞与引当金	79
その他	909	製品保証引当金	791
貸倒引当金	△0	その他	1,009
II 固 定 資 産	4,984	II 固 定 負 債	3,858
有形固定資産	738	社 債	150
建物	225	長期借入金	749
構築物	5	リース債務	78
機械装置	60	退職給付引当金	420
工具器具備品	342	長期前受収益	2,284
土地	76	その他	175
建設仮勘定	28	負 債 合 計	18,005
無形固定資産	166	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	102	I 株 主 資 本	10,169
ソフトウェア仮勘定	64	資 本 金	3,611
投資その他の資産	4,079	利 益 剰 余 金	6,579
投資有価証券	264	利 益 準 備 金	48
関係会社株式	3,331	その他利益剰余金	6,530
従業員長期貸付金	7	繰越利益剰余金	6,530
繰延税金資産	227	自 己 株 式	△21
その他	248	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	37
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	△10
III 繰 延 資 産	2	繰延ヘッジ損益	48
社債発行費	2	純 資 産 合 計	10,206
資 産 合 計	28,212	負 債 純 資 産 合 計	28,212

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		42,788
II 売 上 原 価		30,510
売 上 総 利 益		12,277
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,840
営 業 利 益		7,437
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40	
受 取 配 当 金	181	
為 替 差 益	408	
そ の 他	21	651
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44	
社 債 利 息	4	
売 上 割 引	19	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	65	
そ の 他	26	160
経 常 利 益		7,928
VI 特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	
補 助 金 収 入	9	28
税 引 前 当 期 純 利 益		7,956
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,588	
法 人 税 等 調 整 額	△714	2,874
当 期 純 利 益		5,082

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		利 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	剰 余 金		
			繰 越 剰 余 金	剰 余 金		
当 期 首 残 高	3,611	—	1,905	1,905	△16	5,501
会計方針の変更による累積的影響額			75	75		75
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,611	—	1,981	1,981	△16	5,576
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立		48	△48	—		—
剰余金の配当			△484	△484		△484
当 期 純 利 益			5,082	5,082		5,082
自己株式の取得					△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	48	4,549	4,597	△5	4,592
当 期 末 残 高	3,611	48	6,530	6,579	△21	10,169

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 限 公 司 株 主 権 益 評 価 差 額	繰 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	31	20	52	5,553
会計方針の変更による累積的影響額				75
会計方針の変更を反映した当期首残高	31	20	52	5,629
当 期 変 動 額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△484
当 期 純 利 益				5,082
自己株式の取得				△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△42	27	△14	△14
当 期 変 動 額 合 計	△42	27	△14	4,577
当 期 末 残 高	△10	48	37	10,206

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

田淵電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田美樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村孝司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田淵電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

田淵電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 美樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村 孝司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の責任者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

田淵電機株式会社 監査役会
常勤監査役 尾崎利明 ㊟
社外監査役 米田秀実 ㊟
社外監査役 林浩志 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績と財務状況を総合的に勘案し、1株につき普通配当5円に、記念配当（創業90周年記念）3円を加えた8円とさせていただきます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払しておりますので、年間配当金は1株につき13円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

総額323,342,704円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第23条第2項及び第31条第2項の一部を変更するものであります。なお、これらの定款規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たぶちてるひさ 田淵暉久 (昭和17年3月7日生)	昭和39年4月 当社入社 昭和45年9月 当社取締役 昭和48年9月 当社常務取締役 昭和51年10月 当社専務取締役 昭和58年10月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長(現任)	1,193,023株
2	かいほうしとしひろ 貝方士利浩 (昭和35年9月20日生)	昭和60年4月 田淵電子工業株式会社入社 平成13年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役社長(現任)	95,990株
3	さかべしげかず 阪部茂一 (昭和23年4月14日生)	昭和48年4月 三菱電機株式会社入社 平成9年10月 同社先端技術総合研究所主管技師長 平成18年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社技術開発本部統括(現任) 平成23年6月 当社取締役副社長(現任)	78,234株
4	ささのまさお 佐々野雅雄 (昭和33年10月15日生)	昭和56年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成23年4月 当社経営管理本部統括(現任)	58,939株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	しお っ せい じ二、 塩 津 晴 (昭和15年1月4日生)	昭和39年4月 早川電機工業株式会社 (現シャープ株式会社)入社 平成3年6月 同社取締役 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社顧問 平成17年6月 当社顧問 平成18年6月 シャープ株式会社顧問退任 平成19年6月 当社取締役(現任)	45,479株
6	はや の とし ひと 早 野 利 人 (昭和21年12月3日生)	昭和44年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年6月 国際証券株式会社代表取締役専務 平成13年6月 国際キャピタル株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 ニュー・フロンティア・パートナーズ 株式会社 代表取締役社長 平成23年4月 中部大学経営情報学部教授(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 中部大学経営情報学部教授 公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団顧問	500株
7	※ さい とう のぼる 齋 藤 昇 (昭和41年9月10日生)	平成元年4月 TDK株式会社入社 平成23年6月 同社執行役員 平成25年6月 同社常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) TDK株式会社常務執行役員	—

- (注) 1. ※印の齋藤昇氏は新任取締役候補者であります。
2. 塩津晴二、早野利人及び齋藤昇の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は塩津晴二、及び早野利人の両氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるとおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 塩津晴二、及び早野利人の両氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できると判断して候補者としております。
 なお、塩津晴二、氏の取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって8年であり、早野利人氏の取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
 - (2) 齋藤昇氏は、当社の主要株主である事業法人の役員として、豊富な経験・実績・見識を有しており、主要株主としての観点から当社の企業価値向上に向け経営全般に的確な助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できると判断して候補者としております。
 - (3) 塩津晴二、早野利人及び齋藤昇の3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で、法令に定める限度額まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、現在塩津晴二、及び早野利人の両氏は当該契約を締結しております。
4. 社外取締役候補齋藤昇氏が常務執行役員を務めるTDK株式会社と当社との間では、資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役1名は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

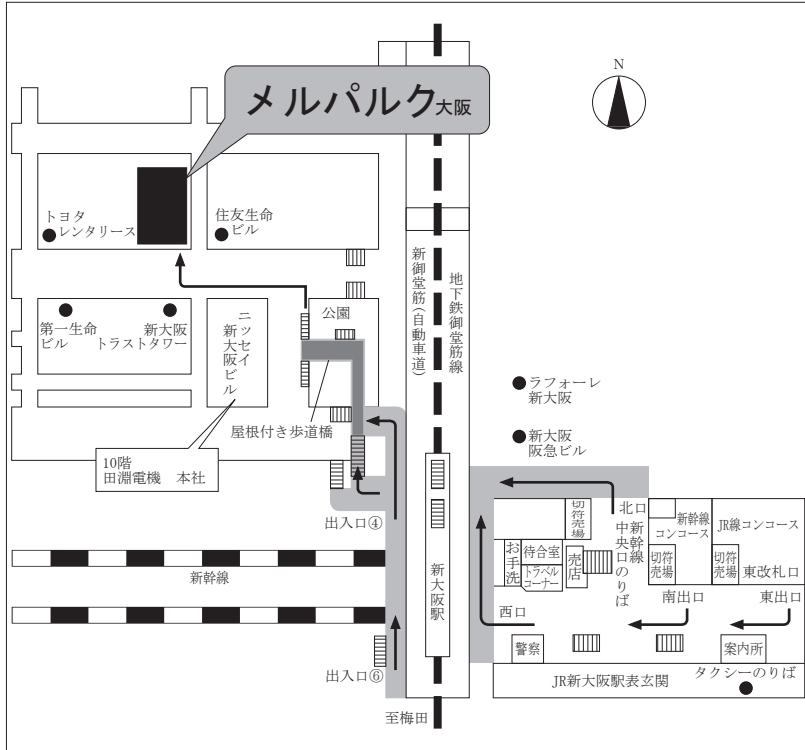
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
はやし 林 ひろし 浩志 (昭和36年11月27日生)	昭和57年4月 中谷公認会計士事務所入所 昭和63年2月 税理士登録 平成4年11月 林税理士事務所所長(現任) 平成6年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 小林製菓株式会社社外監査役	28,884株

- (注) 1. 林浩志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
 同氏は、税理士の資格を有しており、専門的な見地から当社の監査を適切に遂行いただけるものと判断して候補者としております。
 なお、同氏の在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって21年であります。
4. 当社は同氏との間で、法令に定める限度額まで責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、社外監査役候補者を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルク大阪 3階会議室
電話 06-6350-2111



- 交通機関 ●最寄駅 JR新大阪駅西口・北口より徒歩約7分
地下鉄御堂筋線新大阪駅4番出入口より徒歩約3分
●駐車場はございませんので、あしからずご了承ください。